



ひらた行政だより

道路上に張り出した樹木の剪定・伐採をお願いします

樹木や生垣が張り出していると、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、折れ木・倒木・落枝(葉)などの原因で交通事故につながる恐れがあります。

次のような状況がみられる土地の所有者は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- ・ 樹木が道路や歩道へ張り出している状態
- ・ 樹木が枯れ、枯枝の落下や倒木の恐れがある状態
- ・ 樹木などの道路への張り出しが建築限界を超えている状態

私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者に所有権があるため緊急時を除き、村で伐採や枝払い等(勝手に切ること)ができません。(民法第 233 条)

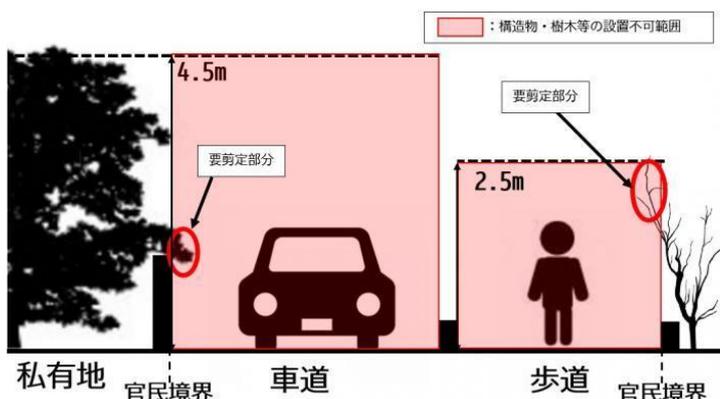
枯木・落枝等や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故が発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。(民法第 717 条、道路法第 43 条)

(剪定作業を行う場合の注意点)

- ・ 電線や電話線が近くにある場合は危険を伴いますので、事前に管理をしている東北電力や NTT に連絡してください。
- ・ 作業を行うときは、通行車両、自転車、歩行者の安全を確保し立ち会いのもとで実施してください。
- ・ 作業により道路の通行に支障が出る場合は、村へ事前にご連絡ください。

道路を快適に利用するため、所有者の責任において、剪定等による樹木の適正な管理をお願いします。

なお、倒木などにより道路の通行に支障がある場合は、土地所有者に連絡のうえ伐採する場合がありますが、災害発生時などの緊急時には連絡なく伐採する場合がありますのでご理解ください。



※道路の建築限界とは

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m の範囲に通行障害となるものを設置してはならないと規定されています。

令和4年度狂犬病予防注射実施のお知らせ

令和4年度の狂犬病予防注射を、以下の日程で行います。

狂犬病の予防接種は、年に一回の接種が義務付けられていますので、必ず受けてください。

【対象】：生後91日以上飼育犬

【料金】：新規登録手数料 → 3,000円（登録がお済みでない方のみ）

狂犬病予防注射手数料 → 3,250円

〈内訳〉注射手数料 2,700円 注射済票発行手数料 550円

※お釣りのないようあらかじめ準備をお願いします。

実施日	場 所	時 間
5/21 (土)	草場・旧坪井スタンド前駐車場	8:45 ~ 9:05
	太田旅館付近待機所	9:15 ~ 9:35
	中倉二集会所	9:45 ~ 10:05
	中倉一集会所	10:15 ~ 10:35
	沼野平農道付近交差点	10:50 ~ 11:10
	西山一集会所	11:20 ~ 11:40
	林業研修会館	13:00 ~ 13:20
	小平集会所	13:30 ~ 13:50
	駒形集会所	14:00 ~ 14:20
	高田・旧村上商店前	14:30 ~ 14:50
	橋場・上北方集会所	15:00 ~ 15:20
	東山集会所	15:30 ~ 15:50
5/22 (日)	鴛子防災センター	8:45 ~ 9:05
	平田ドライブイン	9:15 ~ 9:35
	旧蓬田中学校(体育館側)入口	9:45 ~ 10:05
	蓬田小学校前	10:15 ~ 10:35
	北屋敷集会所	10:45 ~ 11:05
	九生滝集会所	11:20 ~ 11:40
	上蓬田北部集会所	13:00 ~ 13:20
	蓬田新田集会所	13:35 ~ 13:55
	下蓬田集会所	14:05 ~ 14:25
	打違内集会所	14:35 ~ 14:55
	乙空釜集会所	15:05 ~ 15:25
平田村役場前	15:40 ~ 16:00	

◆雨天でも実施しますが、各種警報等により中止になる場合があります。

◆飼育犬が病氣中または体調が悪い場合は、事前に獣医師に相談してください。

◆会場へは飼育犬を十分に制御できる人が連れてきてください。

◆首輪やリードが外れないようにしてください。

◆会場でのふん等は、飼育主が責任をもって処分してください。

◆新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。



住民課 ☎55-3112